

社会福祉法人花友会役員等報酬規程

（目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人花友会（以下「法人」という。）の役員等の報酬について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規程において、役員等とは次の各号に掲げる者をいう。

- （1）役員（理事、監事）
- （2）評議員

（出席報酬）

第3条 役員等が理事会、評議員会に出席したときは、別表1に基づき報酬を支給するものとする。

（報酬）

第4条 役員等のうち、理事長に対しては月額で報酬を支給するものとし、その額は別表2のとおりとする。

- 2 理事長以外の役員等が理事会、評議員会以外において、法人業務及び法人が実施する障害福祉サービスの事業の運営のための業務にあたった場合は、別表3により報酬を支給するものとする。

（報酬等の支払）

第5条 役員等に対する報酬等の支払時期は、会議開催後、現金にて支払いする。

（その他の支給について）

第6条 旅費交通費の支給については、当法人の旅費規程によるものとする。

（公 表）

第7条 本法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項に定める報酬等の支給基準として公表するものとする。

（適用除外）

第8条 事業の職員を兼務する役員等は、この規程は適用しない。

（改 廃）

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

（補 則）

第10条 この規程の実施に関し必要な事項がある場合は、理事長が別に定めるものとする。

附則

この規程は、平成29年 4月 1日から施行する。

別表 1（第 3 条関係）

名 称	報酬額（回）
理事出席報酬	3，000 円
監事出席報酬	3，000 円
評議員出席報酬	2，000 円

別表 2（第 4 条関係）

名 称	報酬額（月）
理事長報酬	100，000 円

別表 3（第 4 条関係）

名 称	報酬額(日)
役員等出席外報酬	2，000 円